

オーガニック・ソサイアティ・オブ・ジャパン (“OSJ”)

**会則**

第1章 総則

(名称) 第1条 本会はオーガニック・ソサイアティ・オブ・ジャパン (OSJ) と称し、英文名を “Organic Society Of Japan” と表示する。

(事務所) 第2条 本会は主たる事務所を東京都に置く

第2章 目的及び事業

(目的) 第3条 本会は、マクロビオティックその他自然食に興味をもつ者による、代替医療・健康法・生物学・農業・環境その他の分野における研究発表・出版・広報・交流を通して、人類の幸福・福祉・平和を追求するものである。

(運営の原則) 第4条 本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会は、これを特定の宗教、政党のために利用しない。

(事業) 第5条 本会は第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 自然食やヨガその他の研究発表・討論の為の会議を年1回以上開催
- ② ホームページ作成維持管理
- ③ 会誌をインターネットや紙媒体、その他の方法での出版・及び広報・発行
- ④ 会員相互の親睦に資する行事
- ⑤ 次代を担う研究者・実践家・企業家の育成
- ⑥ 代替医療・農業・環境学・医学・生物学等に関する研究
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会計

(収入) 第6条 本会の収入は次のとおりとする。

- ① 会員の納入する会費
- ② 寄付金
- ③ 事業に伴う収入
- ④ その他の収入

(費用弁済) 第7条 本会の事業遂行に要する費用は前条の収入をもって支弁する。

(予算決算) 第8条 本会の予算および決算は、事業年度の前後に理事会の議を経た上、監査役の監査を受け会員総会の承認を得る。

(事業年度) 第9条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

#### 第4章 役員および事務局

(役員) 第10条 本会に次の役員をおく。

- ① 理事 5名以上
- ② 監査役 1名以上

2 代表理事は理事の互選による。代表理事は、代表代行事務、財務担当理事、出版担当理事、会員担当理事を定める。代表理事は財務担当理事を兼ねることはできない。財務担当理事は会の現金その他財務を管理する。出版担当理事は出版物の編集・発信・発行を担当し、会員担当理事は会員名簿の管理と出資者の名簿を管理する。

3 監査役は理事を兼ねることはできない。

(選任) 第11条 理事は会員総会又はその委任を受けた理事会が選任し、理事会は代表理事を互選する。

第12条 代表理事は本会を代表し、会務を統括する。

第13条 監査役は、理事会が選任し、本会の会計経理を監査し、財務の健全性を監視する。

(任期) 第14条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(事務局) 第15条 本会に事務局を置く。事務局に事務局長その他所要の職員を置き、代表理事の命を受けて会務を処理する。

(名誉会長、顧問) 第16条 代表理事の委嘱により、理事会の諮問に応じる名誉会長、名誉会員、顧問、その他の名誉役職者を置くことができる。

#### 第5章 会議

(理事会) 第17条 代表理事は電話、eメール、ファックスその他の方法の通知により、理事会を招集し、議長となる。

- 第18条 理事会は重要な会務を議決し、業務を執行し、諸規定を定める。
- 2 理事会の定足数は3分の2とし、出席理事の過半数をもって決する。
  - 3 理事会は他の理事への委任状出席を認める。
  - 4 理事会は電話会議で行うことができる。但し定足数を充たす理事全員の同意を要する。

(会員総会) 第19条 本会の最高意思決定機関として会員総会を置き、定時会員総会を年1回開催する。

- 2 会員総会の議決は個人及び法人会員がもつ一人(一企業)1票の投票による。
- 3 会員総会の定足数は3分の1とし、出席会員の過半数をもって決する。
- 4 会員総会は他の会員への委任状出席を認める。出席できない会員は、委任の代わりに書面決議を要請することができる。
- 5 会員総会の招集は代表理事が2週間以上前もって議案を示して通知することを要する。
- 6 臨時会員総会は電話会議その他の通信手段で行うことができる。電話会議の方法等は、理事会で決めることができる。

(総会通知) 第20条 会員総会の通知は書面による。eメールまたはファックスの発送は受領確認がある場合、発送日において書面による通知がなされたものとみなす。

(議事録) 第21条 会員総会または理事会の議長自らまたは指名された出席者の1名は議事録作成人となり、その作成人以外の出席理事1名以上の議事録署名人(計2名)と共に記名押印して、これを保存する。

## 第6章 会則の変更ならびに解散決議

(会則の変更) 第22条 会則の変更は、会員総会の3分の2以上の決議による。

(解散の決議) 第23条 解散の決議には、会員総会において出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

## 第7章 会員および会費

(入会) 第24条 入会の申込は、通知方法の e メールアドレスまたはファックスを明記し、住所・電話番号と共に届出する。理事会が入会審査を行い決定する。入会申込には会員の紹介を要する。

(資格区分) 第25条 会員を次のとおり区分する。

- ① 個人会員
- ② 法人会員
- ③ 賛助会員 本会の目的に賛同し寄付をおこなうもの
- ④ 名誉会員 名誉会長、顧問その他の名誉役職者
- ⑤ 学生会員

2 個人会員・法人会員は議決権を有する。法人会員は二名まで会員の資格で全ての会合に出席することができる。但し議決権は一票とする。

3 賛助会員・名誉会員・学生会員は議決権を有しない。

(会議の出席権) 第26条 議決権を有しない会員は、会員総会において、議長の許可を得てオブザーバーとして、出席発言することができる。

(会費) 第27条 会員は次の区分に従い会費を納付しなければならない。

- ① 個人会員 年額 5 千円
- ② 法人会員 年額 1 万円
- ③ 賛助会員 年額一口 3 千円
- ④ 名誉会員 理事会が決する額
- ⑤ 学生会員 年額 2 千円

法人会員は複数口入会することもできる。但し、議決権はこの場合も一票とする。

2 理事会は 2 年間に限って、前項の金額を増額し、または減額して運用することを決し、行うことができる。この 2 年間については更新できる。

(出版物) 第28条 個人・法人会員は本会の出版物を受取る権利をもつ。無料か有料かは適宜、理事会が定める。

(免除) 第29条 代表理事は会員の申請により、会費の全部または一部を免除することができる。

(休会および退会) 第30条 休会を希望する会員は、休会届を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。退会届は正式受理の確認を以って発効する。

- 2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。
- 3 休会中の会費は、これを2年を限度として免除する。
- 4 年度の途中で退会した場合は、既納の会費は返還しないものとし、会費の納入前であるときは、その年度の会費は納入しなければならない。

(除名) 第31条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。但し、除名する場合は除名予定者に弁明の機会を与えねばならない。

- ① 本会の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- ② 会費の納入義務を履行しないとき。

## 第8章 支部会

(支部会) 第32条 会員による地域単位での研究発表の機会をもつため、支部会を設けることができる。支部会は支部代表を定め、理事会に申請し、承認を得た時、発足する。

- 2 支部代表は会員が務める。
- 3 支部代表となった会員は、理事会の承認を得た後、本会の理事会員となる。
- 4 支部会は各支部の会費によって自主運営するものとする。
- 5 支部会の運営方法、決定事項、会費額及び徴収方法等は支部会ごとに定め、各支部代表から理事会へ報告する。
- 6 各支部会の活動状況等は会報等により、全会員に周知する。
- 7 支部の財務は独立とし、本会の財務とは区別される。支部会の債務につき、本会は責任を負わない。
- 8 支部の全活動はOSJ名を必ず使用することとする。支部は名称使用料として総収入の5%をロイヤルティとして本会に支払う義務を負う。支部会終了の翌日から10日以内に支部代表は、代表理事に、ロイヤルティ報告書を提出することとする。報告書内容は、理事会の定めるところによる。ロイヤルティ支払は報告書提出から10日以内に行うこととする。

## 第9章 出資金

(出資金) 第33条 本会は設立出資金を定め発足する。1口5千円とし、複数口の出資を認める。出資金は本会の活動に使うことができる。

- 2 理事は出資者であることを要しない。但し、発足時のみは2口以上の出資者とする。
- 3 会の財務が将来安定した時は理事会の決議により出資金を清算することができる。清算方法は理事会の定めに従う。
- 4 清算金には利息を付さない。

5 本会自体が解散する場合は、全ての債務を支払った後、残余財産の限度で出資金の清算を行う。残余財産が出資額を下回った場合、各出資者の出資額に正比例して清算する。

#### 第10章 附則

(設立) 第34条 本会は権利能力なき社団として、5名以上の会員が本会則を受け入れ、署名し、理事を選任することにより発足する。発足時が年度途中の場合、その年度を満一年として第14条を適用する。

(有限責任) 第35条 本会は独立の権利義務の主体であり、会員は本会の債務につき個人責任を負わない。また本会は会員・出資者に対し配当を行うことはできない。

上記に賛同し、同意する。

2016年 月 日

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---